平成２５年（家）第４２１８９号
横浜市中区尾上町３丁目30番地１　横浜フジタビル７階
申立人　弁護士　石黒　康仁
本籍香川県高松市天神前２番地11、最後の住所神奈川県藤沢市善行２丁目４番地の９、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日平成24年８月17日、出生の場所茨城県猿島郡古河町、出生年月日大正13年10月９日、職業無職
被相続人　亡　廣瀬　久子
催告期間満了日　平成25年12月24日
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第１８９号
新潟県上越市大字藤野新田202番地１　エクセランコート・アルカディア603号
申立人　宮澤　正雄
本籍新潟県上越市昭和町２丁目19番、最後の住所新潟県上越市昭和町２丁目19番28号、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日平成23年11月16日、出生の場所新潟県高田市、出生年月日昭和46年１月11日、職業不明
被相続人　亡　髙橋　敏行
催告期間満了日　平成25年12月17日
新潟家庭裁判所高田支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第６９２号
茨城県取手市下高井2384－１
申立人　佐**藤**　金**蔵**
本籍秋田県北秋田市根森田字杉ノ下58番地、最後の住所静岡県御殿場市板妻320
不在者　佐**藤**キミヱ
昭和７年１月15日生
届出期間満了日　平成25年12月20日
静岡家庭裁判所沼津支部

平成２４年（家）第３４０３号
三重県桑名市大字和泉1353番地
申立人　佐藤　豊成
本籍東京都新宿区矢来町144番地、最後の住所三重県四日市市以下不詳
不在者　佐藤登代子
大正11年７月15日生
届出期間満了日　平成25年12月26日
名古屋家庭裁判所

平成２４年（家）第３０９６号
京都府船井郡京丹波町中山上130番地
申立人　隅山　　孝
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所京都市右京区梅津神田町12番地
不在者　隅山　勝年
昭和19年11月11日生
届出期間満了日　平成25年12月20日
京都家庭裁判所

平成２４年（家）第２２９６号
兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地アルビス寺本16号棟507号
申立人　山村とも子
本籍愛媛県伊予市湊町44番地、最後の住所中国北京市
不在者　稲田ケイコ
大正14年12月１日生
届出期間満了日　平成25年12月20日
神戸家庭裁判所

平成２４年（家）第６８号
兵庫県芦屋市親王**塚**町１―11
申立人　小坂　雅行
本籍秋田県北秋田市栄字向前田69番地、最後の住所秋田県北秋田市栄字向前田74番地２
不在者　小坂　一哉
昭和22年８月13日生
届出期間満了日　平成25年12月27日
秋田家庭裁判所大館支部

失踪宣告取消

平成２５年（家）第４６８号
本籍徳島県三好市山城町上名1621番地、最後の住所兵庫県尼崎市梶ヶ島６番38号
失踪者　森本　範雄
昭和24年８月１日生
死亡年月日平成24年12月以下不詳
平成25年５月11日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第２号
東京都町田市中町１丁目30番８号菅井町田ビル三Ｆ
申立人　株式会社ツーワン
代表者代表取締役　小野登志幸
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月20日
平成25年５月21日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＦ65202
金額　478,420円
支払期日　平成25年４月５日
支払地　大阪府守口市
支払場所　株式会社りそな銀行守口支店
振出日　平成25年１月10日
振出地　大阪府茨木市
振出人　清水産業株式会社　代表取締役　清水　伸洋
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第２号
神戸市中央区布引町２丁目２番25号
申立人　河野医科器械株式会社
代表者代表取締役　河野　和行
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月20日
平成25年５月21日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＨ108514
金額　3,727,500円
支払期日　平成24年11月30日
支払地　神戸市中央区
支払場所　株式会社百十四銀行神戸支店
振出日　平成24年９月28日
振出地　西宮市枝川町
振出人　株式会社アイコーメディカル　代表取締役　吉澤　滋治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２５号
宮崎市広島１丁目17番33号
債務者　プロシード株式会社
代表者代表取締役　有谷　　晋
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　行雄
４　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午後２時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９８号
岡山県笠岡市笠岡5903―１　ベルフィオーレＡ102号室、住民票上の住所岡山県井原市美星町明治3961番地
債務者　原田　将行
１　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　祐介
４　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
岡山市東区九蟠581番地６
債務者　片山　征治
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　威
４　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部